

非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度により、平成29年（2017年）以後、個人（居住者・非居住者）の方は口座開設等に当たり金融機関等（銀行、証券会社、保険会社、組合、信託等）に居住地国等を記載した届出書を提出することが求められています！

## 届出書記載のポイント（個人の方 向け）



氏名

生年月日



Point 1  
住所

届出書の主な記載事項

Point 3  
納税者番号

Point 2  
居住地国

届出書に記載の住所と居住地国の一般的な関係は、以下のとおりです。

住所	居住地国
外国	その外国
日本	日本

居住地国が外国の方⇒  
氏名・住所は英文表記ください。

非居住者の方で、居住地国においてご自身の納税者番号がある場合、

**納税者番号(※)は法定の記載事項**です！  
(※) 外国の納税者番号に限ります。

### ★各国・地域の納税者番号制度★

詳しくは、以下のウェブサイトを確認！

OECD ポータルサイト「各国・地域の納税者番号制度」

<https://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/crs-implementation-and-assistance/tax-identification-numbers/#d.en.347759>



国税庁ホームページ「各国・地域の納税者番号制度に関する情報」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/nouzeibangou.pdf>



### ★居住地国の判定★

\* 外国や日本の法令等に基づいてそれらの国・地域の税制上の居住者に該当する場合、それらの国・地域が居住地国となります。

詳しくはこちら



○ 国税庁ホームページ リーフレット

「～口座開設等を行う方へ～金融機関等で口座開設等をする際は、居住地国等を記載した届出書の提出が必要です！」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/pdf/0021012-107.01.pdf>

★金融機関等へ提出する届出書は、3種類あります！

- (1) 平成29年（2017年）1月1日以後、金融機関等で新たに口座開設等を行う方 ⇒ **新規届出書**
- (2) 平成28年（2016年）12月31日以前に金融機関等と口座開設等の取引を行った方 ⇒ **任意届出書**
- (3) 提出済の届出書に記載した居住地国に異動が生じた方 ⇒ **異動届出書**



国税庁 CRSコーナー



国税庁  
令和5年8月